

小豆〔北海道十勝産小豆〕受渡細則

(目的)

第1条 この細則は、業務規程（以下「規程」という。）第3条第8項の規定に基づき、小豆の受渡しに関し必要な事項について定める。

(受渡供用品)

第2条 受渡供用品は、規程第11条第1項に基づき本所において定める価格調整表に記載された小豆で、以下に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 国内産小豆にあつては、北海道産普通小豆であつて、農産物検査法に基づく検査に合格したもの
- (2) 中華人民共和国産赤小豆にあつては、本所の指定する機関の結付した票箋であるもの
- (3) 食品表示法（平成25年法律第70号）に規定する食品に該当するもの

2 価格調整表は、新穀限月の新甫発会日の属する月の15日までに定め、当該新甫限月から適用する。

3 受渡供用品の銘柄又は価格調整は、本所が経済事情の変動その他の事情により必要と認めるときは、変更することができる。

4 前項の規定により本所が銘柄又は価格調整を変更する場合は、新甫発会日の属する月の15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。

5 第1項に規定する受渡供用品は、本所が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めるときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の価格調整表その他の価格調整に関する事項は、本所がこれを定めるものとする。

(早受渡し)

第3条 規程第57条に規定する早受渡しを希望するときは、次の定めるところにより、これを行うことができる。

2 当月限の建玉を有する取引参加者が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、その旨を書面をもって、本所に申し出るものとする。この場合において、早受渡しの申出者は、受渡最終履行日を指定することができる。ただし、受渡最終履行日の指定は、早受渡申出の日から4営業日以降の日（その日が当月限納会日の前日を超える場合は当月限納会日の前日とする。）としなければならない。

3 早受渡しの希望を申し出た取引参加者は、申出のあった日から3営業日間（3営業日の最終日が当月限納会日の3営業日前の日以降になるときは、当月限納会日の3営業日前の日の正午までの間）は申出を取り消し、又は変更することはできない。

- 4 本所は、第2項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを本所に掲示するものとする。
- 5 早受渡しの申出期間は、毎月の最初の営業日から当月限納会日の3営業日前までとし、受渡しは、当月限納会日の前営業日正午までに終了させるものとする。
- 6 早受渡しの申出のあった建玉の反対建玉を有する取引参加者で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとするものは、その旨を本所に申し出るものとする。
- 7 早受渡しの応諾の申出は当月限納会日の2営業日前までとする。ただし、第2項の規定により、受渡最終履行日の指定のあるものについては、その前営業日までとする。
- 8 第5項及び前項に規定する申出の時限については、毎営業日の午後2時（申出の日が申出期間の最終日に当たるときは正午）とする。
- 9 早受渡しの受渡日は、応諾の申出日の翌営業日とする。
- 10 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買を行い、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができない。ただし、第7項に規定する最終応諾申出日までに応諾のなかった部分については、この限りでない。
- 11 早受渡しの相手方が2人以上あるときは、本所は、抽せんによって相手を決定する。

（早受渡しの応諾の制限）

第4条 前条第2項に規定する早受渡しの申出日当日は、当該申出に対する応諾の申出はできない。

（早受渡し応諾希望者の検品）

第5条 第3条の規定による早渡申出品について、早受けの応諾をするための検品を希望する者は、本所の発行する見本摘出願を当該倉庫に提示してこれを行うことができる。この場合摘出した見本は必ず原袋に差し戻さなければならない。

（受渡指定倉庫）

第6条 規程第55条に規定する本所の指定倉庫は、別表のとおりとする。

（運賃格差）

第6条の2 北海道に所在する指定倉庫の受渡品に係る格差（追加となる貨物運送運賃）は、倉荷証券1枚につき20,000円とする。

（指定倉荷証券）

第7条 本所に差し出す指定倉荷証券は、本所の指定を受けた当該倉庫の倉所、倉号に現に保管されているものについて発行されたものであって、その券面には、倉庫保管料が納入済みである旨の記載がなければならない。

（受渡品明細通知書）

第8条 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が定める受渡品明細通知書は、当月限納会日の午後4時まで（第3条に規定する早受渡しにあっては、当該早渡しの申出のとき）に、受渡品の種類、銘柄、等級、産年、産地、荷造りの種類、数量、倉庫名及びその所在地並びに倉荷証券の番号を記載し、正副2通を提出するものとする。

2 受託取引参加者は、前項の受渡品明細通知書を届け出るときは、委託者の計算をもってする受渡しに係るものと、自己の計算をもってする受渡しに係るものに区分して、しなければならない。

（受渡先の決定）

第9条 受渡先の決定は、以下のとおりとする。

(1) 受渡品明細通知書を銘柄別に受け付けた順位に番号を付す。

(2) 受方は、相手方及び倉荷証券を定めるため抽せんを行い、引き当ての順位を決定する。
なお、抽せんを行う順位は、受方の届出の順による。

(3) 受方への割当ては、抽せんの結果の順位により第1号の受渡品明細通知書に記載した受渡番号順に該当する枚数を割り振るものとし、年産、銘柄、等級別に区分して、それぞれ受渡品明細通知書に按分し、割当てるものとする。

2 受方は、必要に応じ受枚数を適宜区分して引き当てることができる。この場合は、その区分の略号及び枚数を受渡準備日の午前10時までに届け出るものとする。

3 受方には、受渡品明細通知書の副を交付する。

（希望前検査）

第10条 クリアリング機構が定める希望前検査の申請者は、原則としてその申請に係る貨物の荷口をその他の荷口と区分しておかななければならない。

2 本所は、前項の申請があったときは第13条から第16条までの規定を準用する。

（受渡品の故障申立て及び受渡不適格品の代品提供の裁定）

第11条 故障申立ての検品及び代品提供の場合の前検査は、財団法人日本穀物検定協会（以下「検定協会」という。）が摘出した見本につき、小豆鑑定人会（会を構成する委員が検査対象である荷口に係る受渡しの利害関係者である場合は、当該委員を除く。）が合議の上、年産、品質等につき鑑定し、その結果をクリアリング機構に通知する。

（故障申立品に対する遵守事項）

第12条 故障の申立てをした受渡供用品は、検品結果が確定するまで早受渡しをすることができない。

2 故障の申立てをした受渡供用品は、前条に規定する鑑定が終了するまで、出庫、拼替等の移動をすることができない。

3 前二項の規定に違反した場合は、故障の申立てを無効とし、検品手数料は、受方の負担とする。

(見本摘出点数)

第13条 故障申立て及び希望前検査における品質鑑定の見本摘出は原則として、次の点数によるものとする。

(イ) 北海道十勝産普通小豆

1枚 ～ 3枚 2点(袋)

4枚 ～ 6枚 4点(袋)

7枚 ～ 12枚 6点(袋)

(ロ) 中華人民共和国産赤小豆

1枚 ～ 3枚 5点(袋)

4枚 ～ 6枚 10点(袋)

7枚 ～ 12枚 15点(袋)

(値引きの限度額)

第14条 故障申立てによる品質の値引きによって受渡しされる限度額は400円(30kgにつき)とし、その限度額を超えるものを不適合とする。

2 前項の限度額は、銘柄、等級には関係なく同一額とする。

3 第1項の規定により不適合となったものは、その供用期間中受渡しに供用することができないものとする。

(基準量目)

第15条 受渡品には基準量目を設け30kg入紙袋で30.2kg(皆掛)以上のものを正袋とし、それ未満を量目不足とする。

(量目の測定)

第16条 故障申立てによる量目測定の見本数は1割を限度とし、最低は2袋(俵)とする。

2 測定の結果、基準量以下の見本がある場合は、欠減量の合計を見本数で除した値に一受渡単位の袋(俵)数を乗じて得た推定総欠減量を算出する。

3 欠減による値引額の計算は、前項の推定総欠減量を元に、受渡値段(価格調整表による格差の加減、品質による値引きの裁定があったものについては、その値引額を差し引いたもの)を基礎として算出したものとする。

4 量目の測定は、受方渡方双方は立ち会うことができる。ただし、測定の方法その他について検定協会に対し指図することはできない。

(故障裁定の有効期間)

第17条 故障裁定の有効期間は供用期間中とする。ただし、前歴のある倉荷証券が受渡しに供用された場合、受方に対しその値引額又は欠減量を通知する。受方が前歴に異議がある場合は、故障の申立てを行うことができる。

(受渡諸経費の分担)

第18条 本所が受方に指定倉荷証券を交付した日の属する期までの倉庫保管料及び出庫料は、渡方の負担とする。

2 本所は、兵庫県及び大阪市内以外の地域に所在する指定倉庫における受渡しについては、別に定める貨物運送運賃を渡方から徴収し、これを受方に交付することができる。

(消費税の取扱い)

第19条 運賃格差については消費税を徴収しないものとする。

(変更、廃止及びその適用)

第20条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項の変更又は廃止は、既に取引が開始されている限月についても適用することができる。

附 則

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、施行日前の小豆受渡細則（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。

3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。

附 則（令和3年11月5日）

この細則は、令和3年11月5日から施行する。

外国産赤小豆受渡細則

(受渡品)

- 1 受渡しに供用できる外国産小豆は通関を済ませ、かつ植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないものであって、本所が定めた様式に本所の指定する機関又は農産物市場の関係取引所が指定した機関が所要事項を記載した票箋を結付したもので、別に定める価格調整表に記載された赤小豆に限る。

(受渡品の品位)

- 2 受渡品の品位は、一般流通品以上のものとし、その基準は次のとおりとする。

(1) 中華人民共和国産赤小豆

品位

最低限度		最高限度		
完全粒	形質	不完全粒及び夾雑物		水分
		計	夾雑物	
90.0%	一般流通品	10.0%	1.0%	16.0%

定義

- ① 百分率 = 全量に対する重量比をいう。
- ② 完全粒 = 産地銘柄固有の粒形・色沢を有する成熟粒（直径4.5ミリの丸目ふるいの上に残る粒）で不完全粒及び夾雑物を除いた粒をいう。
- ③ 形質 = 皮部の厚薄、充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。
- ④ 不完全粒 = 被害粒（病害粒、虫害粒、変質粒、欠損粒、皮きれ粒等）未熟粒及び異色粒をいう。
- ⑤ 夾雑物 = 異種穀粒及び異物をいう。

(2) 台湾（中華民国）産赤小豆

品位

成実粒				不良粒	夾雑物	水分
計	完全粒	微欠粒	皺縮粒			
95.0%以上	90.0%以上	4.0%以下	1.0%以下	3.0%以下	2.0%以下	15.0%以下

定義

- ① 百分率 = 全量に対する重量比をいう。
- ② 成実度 = 完全粒、微欠粒及び皺縮粒等をいう。
 - Ⓐ 完全粒 = 品種固有の粒形と普通の熟度をもつ健全粒（直径4.2ミリの丸目ふるいの上に残る粒）をいう。
 - Ⓑ 微欠粒 = 豆粒の子葉に欠損があるもので、その欠損の程度が整粒の1/3を超過しないものをいう。（ただし、虫害粒を除く）
 - Ⓒ 皺縮粒 = 豆粒の固体にやや皺のあるもの（特殊の皺縮品種を除く）をいう。
- ③ 不良粒 = 不良粒は破碎粒、損害粒、不実粒をいう。

- ㊦ 破碎粒 = 豆粒の破片、あるいは整粒の1/3以上欠損しているもので、変質していないものをいう。
- ㊧ 損害粒 = 熱損、腐れ、発酵、発芽、霜害、病害、虫害（虫穴あるいは虫のいるもの）その他重大な損害のある粒及びその破片をいう。
- ㊨ 不実粒 = 粒の外形が縮んでいて内容が貧しく、胚の発育が正常の豆粒とは違うものをいう。
- ㊩ 夾雑物 = 異品種、異作物種子、雑草種子、石、泥砂、灰塵、莢、枝葉、虫等豆粒以外のものをいう。

(注) 規格については、台湾（中華民国）産豆類の規格（中国国家標準）を準用した。

(包装)

3 農産物検査法に基づく政府買入国内産米麦包装の検収規格に準ずる麻袋（60kg用）とする。

(量目)

4 1袋の量目は、正味60kg入とする。

(基準量目)

5 受渡品の基準量目は皆掛60.7kgを正袋とし、それ以下を量目不足とする。

(票箋結付の機関)

6 1の規定により本所の指定する機関は、検定協会及び指定倉庫とする。

(票箋の記載事項及び様式)

7 票箋の記載事項及び様式は次のとおりとし、産年により様式を色分けする。

(1) 記載事項

産年、産地品名、積出港、量目（正味60kg）、結付年月日、倉庫略名及び所在地、票箋、結付機関名

(2) 様式

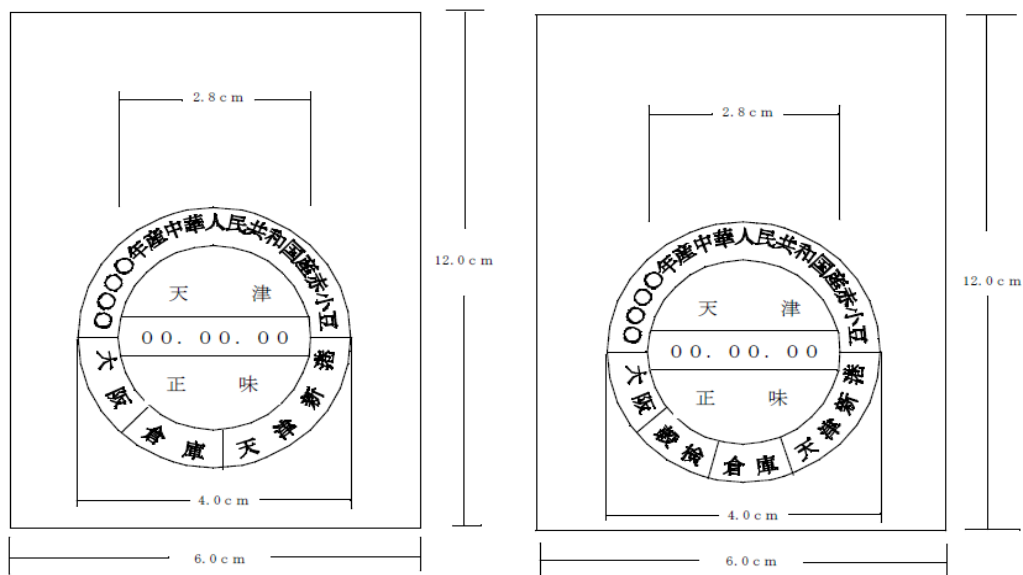
票箋の大きさは、12cm×6cmとし、紙質は46判、100kg以上とする。

(印刷記載例)

備考 活字は5号とする

産年 ○○○○年産	6.0cm
産地品名 中華人民共和国産天津赤小豆	
積出港 天津新港	
量目 正味60kg	
結付年月日 平成○年○月○日	
倉庫名及び所在地 大阪○○・○○倉庫	
結付機関名 日本穀物検定協会関西神戸支部	
12.0cm	

(スタンプ記載例)



(指定倉庫の場合)

(検定協会の場合)

備考 スタンプの色は黒又は青色とする。

(3) 票箋の用紙は次のとおり色分け区分し、以後順次繰り返し使用するものとする。

ピンク色 2020年産 2023年産 2026年産 2029年産

オレンジ色 2021年産 2024年産 2027年産 2030年産

クリーム色 2022年産 2025年産 2028年産 2031年産

(倉荷証券面の産年、産地品名等の処理)

8 倉荷証券面の産年、産地品名等の表示は、指定倉庫が荷主の提示した原産地証明書、船荷証券、インボイス（送り状）等の書類又は票箋を確認記載するものとする。なお、摘要欄に「積出港」及び「票箋結付済」を記載するものとする。

(有効期間)

9 「票箋結付済」の記載のある倉荷証券の受渡有効期間は、供用期間中とする。

(故障申立て)

10 故障申立てに対する検査は、国内産豆類の場合に準じて行うものとする。

(諸規定の適用)

11 この細則に定めていない事項は、受渡しに関する業務規程及び小豆受渡細則の規定を適用する。

(票箋結付要領)

12 票箋結付については、別に定める票箋結付要領による。

附 則

この細則は、令和3年4月1日より実施する。

外国産赤小豆の票箋結付要領

外国産赤小豆受渡細則（以下「細則」という。）12による票箋結付実施機関が行う票箋結付はこの要領による。

（申込み）

1 票箋結付の申込みは、貨物の荷主が随時細則6の実施機関に対して行うものとする。

（確認）

2 1による申込みを受けた実施機関は、当該貨物につき原産地証明書、船荷証券又はインボイス等の書類により確認するものとする。

（票箋の結付）

3 票箋は実施機関の責任において確認した当該貨物に対し、所定の票箋用紙に所要事項を押捺又は印刷したものを毎個に結付するものとし、その方法は口縫又は針金結付によるものとする。

（荷口の整頓）

4 票箋結付済みのものは、他の荷口と別拼として保管するものとする。

（諸経費の負担）

5 票箋結付に要する諸経費は、荷主が負担するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より実施する。